

岸和田市景観計画（素案）の概要

岸和田市まちづくり推進部都市計画課

はじめに 本市では、平成6年に都市景観条例を制定し景観の取り組みを進めてきました。より良い景観を創生するよう誘導してきたことはもちろんですが、主に、突出した悪い建築物等をできるだけなくすよう、誘導してきたといっても過言ではありません。

地域で突出した建築物等とならない、市民等に不快感を与えない、地域の特性に応じ周囲と調和するよう景観形成ガイドラインの活用により、行政と事業者等間で建築物等の景観協議を行ってきました。このような取り組みは、主に市民や行政、事業者の努力や熱意を源とし、都市計画法や建築基準法では手が届きにくい「快適な環境」と「住みよい文化的で潤いのある美しいまちの実現」に寄与してきました。

しかしながら、条例・ガイドライン等による誘導基準であること、誘導基準に対する理解が充分でない場合もあり苦慮するケースもありました。

このような中、平成16年に我が国初の景観に関する法律であり、自治体の取り組みに法的裏付けを与える「景観法」が制定されました。

そこで、本市では平成20年5月1日に景観行政団体になりました。今後、より積極的に景観まちづくりを進めるため、景観法に基づく景観計画の策定や岸和田市都市景観条例の改正を進め、良好な景観の形成に関する方針や建築物等の形態意匠に関する制限などを定めます。

景観法の概要

◆景観法とは

景観に関するはじめての総合的な法律で、平成16年6月に制定されました。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組み等を定めています。

◆景観法の枠組み

「基本理念」

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること。
- 良好な景観は、地域の個性及び特色を伸ばすよう多様な形成が図られること。
- 良好な景観は、地域の活性化に資するよう住民、事業者、行政の協働により進めること。
- 景観の形成は、良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出することを含む。

「責務」

- 住民：良好な景観の形成に積極的な役割を果たせるように努める。
- 事業者：土地利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める。
- 地方公共団体：良好な景観の形成の促進に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施する。
- 国：良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し実施する。
啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深める。

「行為規制と支援の仕組み」



◆景観行政団体とは

景観法において、地域における景観行政を担う主体とした「景観行政団体」という概念を設けています。

政令指定都市、中核市及び都道府県は景観法の施行と同時に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県の同意を得て景観行政団体となることができます。

本市では、平成20年3月19日に大阪府の同意を得ました。

◇景観行政団体になると

良好な景観の形成のための建築物等の行為の制限に関する事項や景観重要建造物の指定の方針などを定めた景観計画を策定することができます。

◆景観計画とは

景観法に基づいて、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める基本的な計画で、区域や一定の行為に対する届出の基準などを定めます。

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針 など

景観計画を定めると、景観法に基づく制限として法的な拘束力を高めることが可能となります。

岸和田市景観計画の概要

景観計画区域

市全域



本市の地形やまちづくりで築いた資産を活かし、景観を特徴づける景観ゾーン・景観軸・景観拠点の整備を進めることにより、岸和田らしい景観と景観の骨格を形成します。

基本景観区

市域の地形的特性に対応して、6つのゾーンに区分し、景観特性に応じて景観整備を進めていくための基本単位です。

基本景観軸

主要な導線としての骨格を担うもので、7つの軸を定めています。(牛滝川・津田川、春木川、大阪臨海線、堺阪南線、国道26号、旧街道、国道170号)

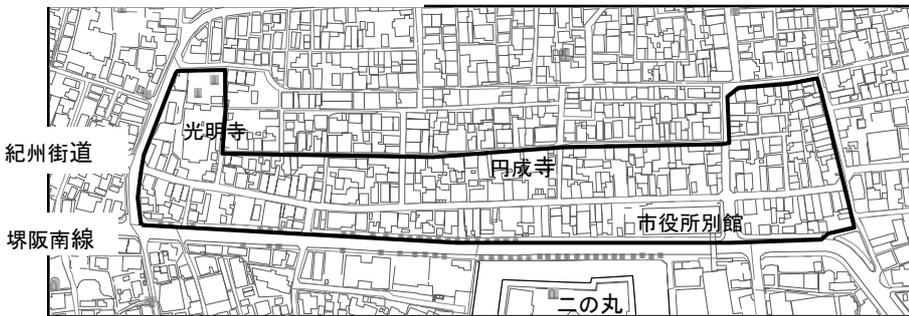
景観配慮地区

核となる空間、優れた景観を創生していく拠点となる地区を12地区定めます。

重点地区

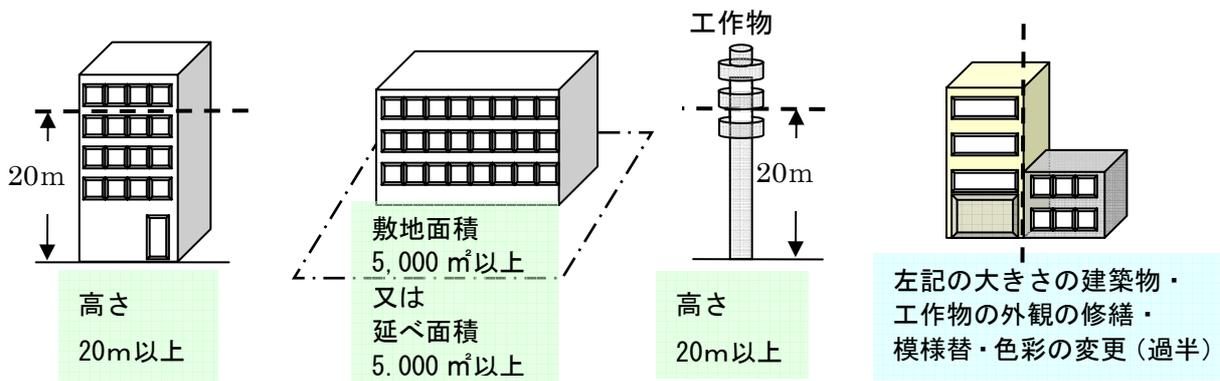
景観形成の先導的役割を担う特に重点的に景観形成を図る地区をいい、本市においては、本町地区を指定します。

重点地区：本町地区



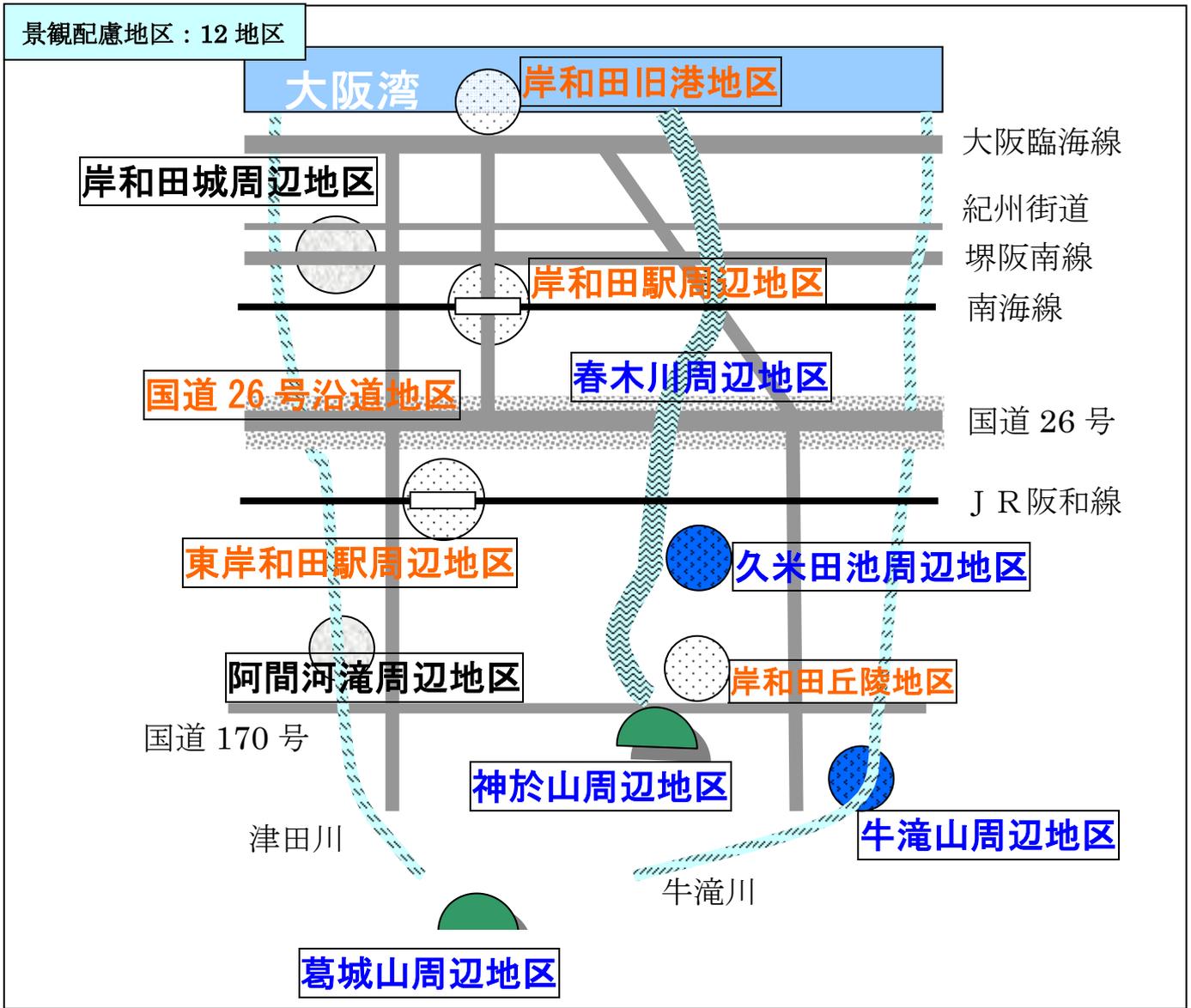
景観法による届出

市全域で行われる、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等の新築等が届出対象になります。



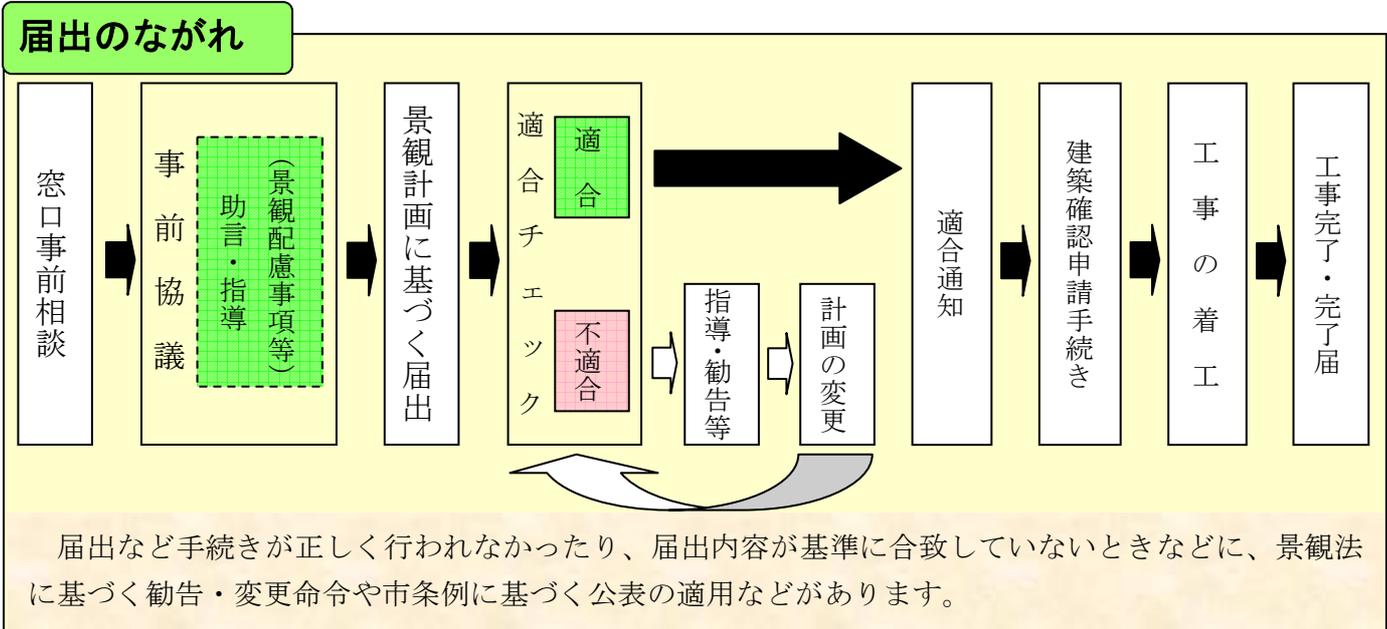
本町地区：規模に関係なく現状変更行為及び建築物の新築等は届出必要。

(ただし、10 m²未満の修繕等は除く。)



景観重要建造物・樹木の指定の方針

公共の場から眺められ、地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけているもの、歴史的、文化的な価値が高いものなど、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定する。



景観形成基準

◆景観計画区域全域における景観形成基準〔大規模建築物等〕

特性		基準
地域特性		●基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性（自然・社会歴史・ふるさと）に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
まちなみ特性	美観性	●境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 ●建築物等の配置・意匠に工夫すること。
	機能性	●暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ●時間の経過により味わいが出る工夫をすること。 ●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 ●色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。
建築特性	視覚性	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をすること。 ●周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。
	環境性	●屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること。 ●道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。
	項目	基準
付属施設		●駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 ●生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮すること。
付帯設備		●クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 ●バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
工作物の意匠		●周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮すること。 ●配水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫すること。
その他		●交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮すること。 ●建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。

◆重点地区〔本町地区〕における景観形成基準

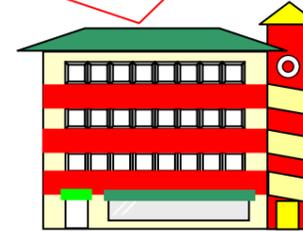
大規模建築物等に該当するものは、大規模建築物等の景観形成基準も適用

特性		基準
地域特性		●旧市街・歴史景観区、旧街道景観軸、岸和田城周辺地区（景観配慮地区）、本地区（重点地区）における方針や地区の特性に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、調和のとれたものとなるよう配慮すること。
まちなみ特性	美観性	●隣接建築物に配慮したデザインや位置となるよう高さや、形態はもとより、色彩や素材感を統一するよう工夫すること。
	機能性	●歴史的まちなみを意識しつつも、暮らしやすさ住みやすさに配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。
建築特性	視覚性	●時間の経過により味わいが出る材料を使用するよう努めること。 ●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、歴史的まちなみと調和した色彩や材料を用いるなど、まちなみへの配慮をすること。
	環境性	●点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮すること。
	項目	基準
付属施設		●駐車場、駐輪場などは、配置や形態、素材、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。
付帯設備		●クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空間から目立たないように配慮すること。
その他		●工作物・建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、まちなみと調和するよう配慮すること。

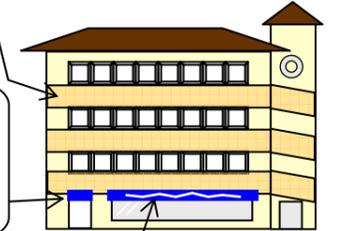
◆建築物などの外観の色彩基準

- 地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- まちなみから突出した色彩を取り除き、まちなみを整えるため、基調色をカラーフレーム【d】とする。
*基調色は、ベーシックカラーとアソートカラーにより構成。

鮮やかな色が多く使われると周辺と調和しなくなるとともに、見る人に不快感を与えてしまいます。



補助色であるアソートカラーは、外壁各面の1/3以下の面積とし、ベーシックカラーと類似調和する色調とする。



アクセントカラーは、外壁各面で1/20以下とする。

アクセントカラーの使用については、建築物等の周辺との連続性を分断し、ボリューム感を強調させるような使い方をしない。

- 本町地区
 - ・基調色は、カラーフレーム【b】
 - ・無彩色Nは、明度3.5以上9以下

色相：R・赤、YR・黄赤、Y・黄、GY・黄緑、G・緑、BG・青緑、B・青、PB・青紫、P・紫、RP・赤紫。N・無彩色。
明度：色の明るさ。完全な黒は明度0、完全な白は10。
彩度：色のあざやかさの度合い。あざやかさが増すにつれ度数が増す。

